

ひょうごけんりつがっこう けんりつこうこう けんりつとくべつしえんがっこう しょう しゃじんざいとろうくほしゅうようこう  
**兵庫県立学校（県立高校・県立特別支援学校）障がい者人材登録募集要項**

ひょうごけんきょういくいんかい  
**兵庫県教育委員会**

**1 募集職種**

しよくしゅ 職 種	しよくむないよう 職 務 内 容	ひつよう めんきよ 必 要 な 免 許
こうしなど 講師等  りんじ こうし 臨時 講師  ひじょうきん 非常勤  こうし 講師	りんじこうし じょうきん きょうゆ ようごきょうゆ 臨時講師（常勤）は、教諭、養護教諭 とう じゅん しよくむ じゅうじ 等に準ずる職務に従事します。 ひじょうきん こうし しゅう き 非常勤講師は、週あたり決まった じかんわり おう 時間割に応じて勤務します。	きょういんめんきよ 教員免許
じむしよくいん 事務職員	けんりつがっこう おこな いっぱんじむ じゅうじ 県立学校で行う一般事務に従事 します。	
えいようし 栄養士	けんりつ とくべつ しえん がっこう おこな じどう 県立特別支援学校で行う児童 きゅうしよくなど せんもんてきぎょうむ じゅうじ 給食等の専門的業務に従事し ます。	えいようし 栄養士
こうむいん 校務員	けんりつ がっこう おこなう こうしゃ ないがい 県立学校で行う校舎内外の せいそう など かんきょう せいび しょさぎょう 清掃等環境整備の諸作業を おこな 行います。	
じっしゅういん 実習員	しよくぎょうがつか せっち けんりつがっこう 職業学科を設置する県立学校で おこな じっしゅう ほじよさぎょう おこな 行う実習の補助作業を行います。	
ちょうりいん 調理員	けんりつ とくべつ しえん がっこう とう きしゆくしゃ 県立特別支援学校等の寄宿舍 また きゅうしよくしせつ おこな ちょうりぎょうむ 又は給食施設で行う調理業務 およ すいじ はいぜんとう さぎょう おこな 及び炊事・配膳等の作業を行います。	ちょうりし 調理師

めんきよ ひつよう しよくしゅ おうぼ がいとう めんきよ  
 ※ 免許が必要な職種への応募には、該当する免許

ゆうこうきげんない しゅとく ひつよう  
 （有効期限内）を取得していることが必要です。

## 2 しかく 資格

いか じょうけん こうしとう じょうけん み かた  
以下の①～③の条件（講師等は①～④の条件）をすべて満たす方  
とうろく  
が登録できます。

① しんたいしょうがいしゃてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう  
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳

りょういくてちょう すく も かた  
または療育手帳の少なくともいずれかを持っている方

しょうがいしゃしょくぎょう とう こうてきはんていきかん ちてき  
※ 障害者職業センター等の公的判定機関で知的

しょう しゃ はんてい かた ふく  
障がい者と判定された方を含みます。

② めんきょ ひつよう しょくしゅ とうがいしょくしゅ  
免許が必要な職種については、当該職種に

ひつよう めんきょ ゆう かた  
必要な免許を有する方

きょういんめんきょ ゆうこうきかんちゅう かぎ  
※ 教員免許については有効期間中のものに限ります。

③ ちほうこうむいんほうだい16じょう かくごう がいとう かた  
地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

さんこう ちほうこうむいんほうだい16じょう  
(参考) 地方公務員法第16条

せいねんひこうけんになん ひほさにん  
・ 成年被後見人または被保佐人

きんこいじょう けい しょ しっこう お  
・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその  
しっこう う もの  
執行を受けることがなくなるまでの者

ひょうごけん ちょうかいめんしょく しょぶん うけ とうがいしょぶん  
・ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の

ひ 2ねん けいか もの  
日から2年を経過しない者

にっぽんこくけんぽうしこう ひいご にほんこくけんぽう  
・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその

した せいりつ せいふ ぼうりよく はかい しゅちょう  
下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する

せいとうそのた だんたい けっせい かにゆう もの  
政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

こうしとうとうろくきぼうしゃ　　くわ　　がっこうきょういくほうだい9じょう  
④講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第9条の  
いか　かくごう　　がいとう  
以下の各号のいずれにも該当しない方

さんこう　　がっこうきょういくほうだい9じょう  
(参考) 学校教育法第9条

せいねんひこうけんになん　　ひほさにん  
・成年被後見人または被保佐人

きんこいじょう　けい　しよ　　もの  
・禁錮以上の刑に処せられた者

きょういくしよくいんめんきよほうだい10じょうだい1こうだい2ごうまた　だい3ごう  
・教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号

がいとう　　めんきよじょう　　こうりよく　うしな　とうがい  
に該当することにより免許状がその効力を失い、当該

しっこう　ひ　　3ねん　けいか　　もの  
失効の日から3年を経過しない者

きょういくしよくいんめんきよほうだい11じょうだい1こう　　だい3こう  
・教育職員免許法第11条第1項から第3項までの

きてい　　めんきよじょうとりあげ　しよぶん　う　　3ねん　けいか　　もの  
規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

### 3　とうろくてつづきおよび受付 登録手続き及び受付

とうろく　ねんかん　つう　　ずいじう　　つ　　しよてい　　しやう　　しや  
登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者

じんざいとうろくもうしこみしよ　　ひつようじこう　きにゆう　　ひようごけんきょういく  
人材登録申込書」に必要事項を記入し、兵庫県教育

いいんかいじむきよきょうしよくいんかじんじ　ぎようむかいぜんはん　けんりつがっこう  
委員会事務局教職員課人事・業務改善班（県立学校

たんとう　　じさん　　ゆうそう  
担当）へ、持参または郵送してください。

### 4　とうろく　ゆうこうきかん 登録の有効期間

ゆうこうきかん　とうろく　きぼう　　ねんどかぎ　　1ねんいない　　ねんど  
有効期間は登録を希望された年度限り（1年以内）です。年度を

こ　　にんよう　きぼう　　ばあい　　さいどとうろく  
越えて任用を希望する場合は、再度登録してください。

## 5 選考の方法

該当の職種に欠員が生じた時に、学校からご本人あてに直接連絡し、面接による選考を行います。面接の際に障害者手帳等の確認をさせていただきます。

## 6 任用予定校

兵庫県立の高等学校及び特別支援学校

## 7 任用の時期

任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

※参考：任用が多い時期は4月当初です。例えば、平成31年4月から任用を希望される方は、平成31年1月下旬までに、登録申込書を提出してください。

## 8 任用期間

原則として1年以内。学校の状況に応じ任用期間は異なります。

## 9 勤務条件

給料等は、それぞれの職種の正規職員・非常勤嘱託員に準じます。(経歴に応じて給料月額を決定します。)

じょうきん しょくいん きゅうりょう ほか つうきんてあて ふようてあて じゅうきよ  
常勤の職員は給料の他、通勤手当、扶養手当、住居  
てあてなどしよてあて しきゅう  
手当等諸手当が支給されます。

ひじょうきん しょくいん きゅうりょう ほか つうきんてあて しきゅう  
非常勤の職員は、給料の他、通勤手当が支給されます。

さんこう よんだいそつちよくごさいよう こうべしなきんむ ばあい  
(参考：四大卒直後採用で神戸市内勤務の場合)

りんじこうし えん じむしょくいん えん  
臨時講師：204,776円 事務職員：183,103円

えいようし たんだいそつ えん こうむいん えん  
栄養士(短大卒)：173,211円 校務員：178,514円

じっしゅういん ちょうりいん えん  
実習員・調理員：186,052円

じょうきいがい しよてあて しきゅう  
※上記以外に諸手当が支給されます。

ひじょうきんこうし えん ぶん  
非常勤講師：2,800円(50分)

ひじょうきん にんようけいたい さい  
※非常勤は任用形態により差異があります。

## 10 とうろくもうしこみしょ はいふばしょ 登録申込書の配布場所

ひょうごけんきょういくいいんかいじむきょくきょうしょくいんか  
兵庫県教育委員会事務局教職員課

じんじ ぎょうむかいぜんはん けんりつがっこうたんとう けんちょう ごうかん かい  
人事・業務改善班(県立学校担当)(県庁3号館11階)

きょうしょくいんか  
※教職員課のホームページからダウンロードができます。

りょうめんいんさつ しょう  
(両面印刷をして使用してください)

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/index.html>

とうろくもうしこみしょ ゆうそう とよ ばあい へんしんよう  
登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として

ちょう ごうふうとう へんそうさき めいき えんきって ちょうふ  
長3号封筒に返送先を明記のうえ、82円切手を貼付し、

そうふ さい しょう しゃじんざいとろくもうしこみしょ  
送付してください。その際、「障がい者人材登録申込書」

きぼう しゅが  
希望と朱書きしてください。

## 11 登録申込書の提出先及び問い合わせ先

〒650-8567 (この番号を使うと住所の記載は  
不要です)

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事・  
業務改善班 (県立学校担当)

TEL (078) 341-7711 内線 5656

FAX (078) 362-4284

## 12 その他

- 登録内容に変更が生じた場合は、必ず電話・FAXや  
ハガキ等で連絡してください。
- 任用には限りがありますので、登録しても任用できない場合が  
あります。
- 登録された方は、任用が決まり次第、別紙様式で早急にFAX  
またはハガキで任用状況を報告してください。

FAX (078) 362 - 4284

ひょうごけんりつがっこう しょう しゃじんざいとうろく にんようほうこく  
兵庫県立学校 障がい者人材登録 任用報告

教職員課人事・業務改善班（県立学校担当） 行

希望職種	
------	--

名 前 \_\_\_\_\_

TEL ( ) \_\_\_\_\_

下記のとおり任用が決定しましたので報告します。

任用状況	がっこうめい 学校名	にんようきかん 任用期間	しよくしゆ 職種	にんようけいたい 任用形態	勤務時間 (非常勤)
	学校	年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	
	学校	年 月 日 ～ 年 月 日		常勤・非常勤	